

日火連短信

令和 6 年 1 2 月 2 7 日 第 225 号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
T E L 03-5549-9041
F A X 03-5549-9042
U R L <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

警察庁より、別添の要請文書「銃砲刀剣類所持等取締法の適切な運用に向けた体制の整備等について（依頼）」を受領しました。

この中で、令和 7 年 3 月までには銃腔に占める腔旋の割合が 5 分の 1 以上 2 分の 1 以下の猟銃が新たにライフル銃に分類されることになる「改正銃刀法」が全面施行されるにあたり、当会傘下の銃砲火薬類販売店に腔旋の割合を的確に把握しそれに応じた適切な販売と腔旋長測定 of 機材整備が求められています。

また、あわせて銃砲に関する専門知識、技術及び経験を有する人材の教育・育成等を目的とした体制の整備等も要請されています。

これを受け当会としましては、銃砲マイスター制度（仮称）の整備・確立を早急に進めることとし、その制度の中で特に喫緊の要求事項である腔旋長の具体的な測定方法を警察庁と協議しながら本制度の確立を図っていく所存です。

以上